

カトリック川越墓地使用規約

〔序〕

カトリック川越教会（以下、本教会）は、宗教法人カトリックさいたま教区が昭和 29 年 7 月 1 日来所有権を継承している、川越市旭町 2-7-1 の土地 1,952 m²の全てを、カトリック川越教会墓地（以下、本墓地）として利用し、本教会担当司祭を墓地管理責任者としてその管理運営に当たって来た。

本墓地は、これまで「カトリック川越墓地の使用について」（以下、旧規約）に則って管理運営されてきたが、本墓地内に於ける納骨堂の建設や周辺の環境の変化等から、時代の変遷に相応しい新たな規約を必要とするに至っている。

ここに、旧規約を全面的に見直し、新たに「カトリック川越墓地管理規約」（以下、本規約）を制定する。

1995 年 6 月 30 日

カトリック川越教会 墓地管理委員会

第一章 総 則

〔目的〕

1. 本教会は、本墓地の使用と管理運営を永代にわたって円滑に進める為に、本規約を定める。

〔墓地の内容、所在地、名称及び管理責任者、墓地管理委員会〕

2. 宗教法人カトリックさいたま教区が所有する、川越市旭町 2-7-1 の墓地 1,952 m²をカトリック川越墓地と称する。

本墓地は、遺骨を埋葬する土地及び遺骨を収蔵する納骨堂の両者で構成されている。

3. 本教会担当司祭（以下、担当司祭）を本墓地の管理責任者とする。

4. 本教会内に、担当司祭に指名された墓地管理委員会（以下、管理委員会）を設け、担当司祭の指導と承認のもとに、本墓地の維持・管理に当たる。

5. 管理委員会は、本墓地の維持、管理上必要な施設及び設備の計画、使用場所等にての制限及び条件を定め、また、管理費及び使用権代等の規定を設けてその円滑化を図る。

〔定義〕

6. 本規約にいう「埋葬」とは、土地への埋葬及び納骨堂への収蔵をいう。

7. 「改葬」とは、土地に埋葬され、或いは納骨堂に収蔵されたご遺骨を他の墓地または納骨堂に移すことをいう。

〔墓地の使用権と使用権者〕

8. 墓地の権利は、埋葬の為にのみ使用される「使用権」であって、土地所有権ではない。

9. カトリックさいたま教区に属するカトリック信者、及び担当司祭が特に認めた者は、本規約に定める所定の手続きによって教会に使用権代その他の費用を支払い、担当司祭から「カトリック川越墓地使用許可証」（以下、許可証）を交付された時点で本墓地を使用することが出来る。

10. 使用権によって埋葬出来る遺骨は、使用権者本人とその配偶者、それぞれの両親、本人の子に限定する。但し、担当司祭が許可したときは、この限りではない。

11. 「使用権」は、代々引き継がれる、永代使用権である。

民法第 897 条による正規の継承手続きがあれば相続されるが、所有権ではない故に相続税の対象にはならない。

12. 使用権者は、担当司祭が特に許可した場合を除き、相続者以外の第三者に、本使用権の譲渡や使用場所の交換、名義の変更をすることは出来ない。

〔埋・改葬及びその他の祭祀〕

13. 本墓地は、キリスト教、なかんずくカトリックの宗旨に基づいて設けられたものである。故に、埋葬者の埋・改葬及びその他の祭祀は、同様の宗旨をもって行うこととする。
14. 祭祀・墓参を行う場合、本墓地が共同墓地であることに配慮し、墓域を清潔に維持するよう努めねばならない。

第二章 墓地の使用申込みと使用許可証

〔墓地の使用申込〕

15. 墓地使用希望者（以下、申込み者）は、前9条に定める条件を満たし得る場合に限り、所定の「墓地使用申込書」に必要事項を記入し、これを担当司祭に提出する。
16. 担当司祭は、前条申込書記載事項及びその他の状況から判断し、墓地使用の諾否を決定し、使用希望者に通知する。

〔墓地使用権代と管理料、及びその帰属と管理〕

17. 使用許可の通知を受けた方は、別に定める使用権代及び当該年度の管理料を墓地管理委員会宛、納入する。
18. 墓地使用権代及び管理料は、本教会に帰属し、墓地管理会計に組み入れる。
それを墓地管理委員会が担当司祭の監督のもとに管理し、施設の修理・増設費や墓地の維持費等の諸経費に充当する。
19. 永代管理料の納入を希望する方は、所定の書式を担当司祭に提示し、その承認を得るものとする。
永代管理料については、別に定める。

〔墓地の使用許可証〕

20. 担当司祭は、前条の納入がなされたことを確認した後、「墓地使用許可証」を申込者宛に発行するものとする。
21. 使用権者の住所、氏名等に変更があった場合は、速やかに所定の書式を用いて、記載事項変更の手続きをとらねばならない。
22. 使用権者が死亡、その他の事由により名義等を変更する必要がある場合は、直ちに所定の手続きに従い、担当司祭宛に、承認の申請をしなければならない。
23. 墓地使用許可証を紛失・汚損した場合は、墓地管理委員会宛に再交付の申請をしなければならない。

〔使用許可の取消と解約〕

24. 次の事由が発生した場合、遺骨の埋葬の前後に関わらず、墓地使用許可を取り消す。
但し、永代管理料を納付済の場合等、特段の事情が存する場合はこれを適用しない。
 - ① 使用権者が死亡した日から起算して2年を経過しても、当該使用権を継承する者が存在しない場合。
 - ② 使用権者が、5年間、管理料を納付しない場合。
 - ③ 使用権者が、住所不明となって5年間を経過した場合。
 - ④ 使用権者が、許可を受けた目的以外に当該許可場所を使用した場合。
 - ⑤ 使用権者が、本墓地の管理責任者である担当司祭に無断で、使用場所の転貸、譲渡、交換、名義変更を行った場合。
 - ⑥ 本規約に著しく反した場合。
 - ⑦ 以上の他、本墓地の管理責任者である担当司祭の指示に著しく違反した場合。
25. 前条によって墓地使用許可が取り消された場合、埋葬されている遺骨は遺族が引き取らねばならない。
但し、本教会が本墓地に一括埋葬（収蔵も含む）する場合もあり得る。
26. 墓地使用許可証の交付を受けた後に墓地使用の解約をする場合、又は他の墓地に改葬する場合は、所定の 墓地使用解約申込書 を墓地管理委員会宛に提出するとともに、既交付の墓地使用許可証を返却しなければな

らない。

27. 前 24 条の、取消又は解約の場合、墓地使用権代及び当年度迄の管理料は返還しない。

第三章 埋葬及び改葬の手続き

〔埋葬（改葬）の手続き〕

28. 本墓地に埋葬又は改葬するときは、その前日までに、本墓地の墓地使用許可証と地方公共団体が発行する埋葬（改葬）許可証 に所定の埋葬（改葬）料を添えて担当司祭に提示し、埋葬（改葬）承認書の発行を受ける。

29. 他の墓地に改葬するときは、本墓地の使用権者は、当該遺骨を受領する前日迄に地方公共団体が発行する改葬許可証を担当司祭に提示し、埋葬の事実の証明を受ける。

〔埋葬（改葬）の儀式〕

30. 埋葬（改葬）に際しての儀式は、カトリック典礼により行うものとする。

第四章 納骨堂について

〔納骨堂内部への立ち入り〕

31. 納骨堂の内部へは、ご遺骨の埋葬（改葬）時を除いて立ち入ることが出来ない。但し、使用細則に定める日時、又は、担当司祭が許可した場合は、このかぎりでない。

〔専有部分の範囲〕

32. 使用権者が専有部分として使用出来る範囲は、墓地使用許可証記載の納骨室内部の空間に限る。

納骨室の扉外面の使用権者プレートは、使用権者自身が細目に定める寸法と書式に従い、自身の費用で設置することを原則とする。

第五章 付 則

〔施行日〕

33. 本規約は、1995 年 7 月 1 日より施行する。

〔旧規約の廃止〕

34. 本規約の施行に伴い、旧規約は廃止する。

〔旧規約による使用許可について〕

35. 旧規約に基づいて、既に本墓地の使用許可を受けている方については、本規約に抵触する条件により許可がなされている場合でも、その許可は有効とする。

〔使用細目及び書式の設定〕

36. 墓地使用及び使用権代・管理料等に関する細目については、別途、墓地使用細目を定める。

37. 本規約によって交付される墓地使用許可証等の書類の様式は、別途定める。

〔改定〕

38. 本規約は、担当司祭及び墓地管理委員会の協議により、担当司祭の承認を経て、改定されることがある。

① 浦和教区をさいたま教区、主任司祭を担当司祭に改め、項目番号の 33.以降を採番し直して、2014 年 4 月 1 日から施行する

以上

カトリック川越墓地使用細目

1. 墓地使用申込書
様式第一号の通りとする。(共同の墓使用申込書…様式第四号)
2. 墓地使用許可証
様式第二号の通りとする。(共同の墓使用許可証…様式第五号)
3. 埋葬認可証
様式第三号の通りとする。(別途定める)
4. 墓地使用権代
 - (1) 墓地(唐櫃・墓石) 1㎡あたり 300,000 円とする
 - (2) 納骨堂
 - a.2 柱用… 一函 400,000 円とする。
 - b.4 柱用… 一函 800,000 円とする。
 - (3) 共同の墓
一柱につき… 100,000 円とする
5. 墓地・納骨堂管理料
一区画(墓地)、一函(納骨堂)あたり、年間 5,000 円以上とする。
6. 墓地・納骨堂永代管理料
 - 30 年間… 200,000 円とする。
 - 60 年間… 400,000 円とする。
7. 埋(改)葬料事務手数料
10,000 円とする。

以上
1995 年 5 月 18 日
カトリック川越墓地
墓地管理委員会

改定 1. 墓地使用権代を 500,000 円固定から 1㎡あたりに変更、60 年永代管理料および、7. 項埋(改)葬料を追加し、2007 年 4 月 1 日から施行する。

改定 2. 共同の墓の利用関係を追記し、2017 年 12 月 1 日から施行する。

《書式第一号横》

墓地使用申込書

カトリック川越墓地（川越市旭町 2-7-1）を使用したく本書により申込致します。
なお、上使用を許可されたときには、カトリック川越墓地使用規約を遵守することを約束致します。

20__年__月__日

申込者 _____

郵便番号 _____

住 所 _____

電話番号 _____（固定） _____（携帯）

所属教会 _____ 教会

（所属教会が川越以外の場合）所属教会担当司祭署名

川越市六軒町 1-17 カトリック川越教会内

カトリック川越墓地管理責任者殿

↑

カトリック川越墓地使用申込書（控）	
使 用 者	住所 〒 _____ _____
	氏名 _____
	所属教会 _____
申 込 日	20__年__月__日

《書式第二号横》

墓地使用許可証 (受付番号 [REDACTED])

使用者・本籍

住所 埼玉県 [REDACTED] 641-9

氏名 [REDACTED] 美殿

墓 地・川越市旭町 2-7-1 カトリック川越墓地

唐櫃・墓石 第 [REDACTED] 号

上記使用を許可します。

川越市六軒町 1-17 カトリック川越教会内
カトリック川越墓地管理責任者

↑

カトリック川越墓地使用許可証 (受付番号 [REDACTED])	
使用者	住所 埼玉県 [REDACTED] 641-9 氏名 [REDACTED]
使用箇所	(唐櫃・墓石) 第 [REDACTED] 号
発行	2014年4月21日